



平成 21 年 9 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

行財政構造改革審議会会長 平松 一夫

平成 20 年度における行財政構造改革推進方策の実施状況について（意見）

平成 21 年 5 月 11 日付け諮問第 10 号で諮問のあった標記のことについて、別添のとおり意見を提出します。

行財政構造改革審議会

平成 20 年度における行財政構造改革推進方策の実施状況について（意見）

平成 21 年 9 月 9 日

はじめに

厳しい社会経済情勢等から、将来の展望が開けないなかで、先行きの不安解消を図ろうと、国民一人一人が変化を求めている。本格的な人口減少社会の到来を目前に控え、課題となる社会保障や子育て対策、地域格差の是正、経済・雇用対策等への期待でもある。

県としても、時代の変化に柔軟に対応できる自立した県政を推進するための基盤をつくらねばならない。行財政構造改革は、県民の要請に的確に対応できる持続可能な県政基盤を確立しようとするものである。あわせて、一極集中を排し、地域活力を創造するために、地域主体の分権社会を実現しなければならない。

激しい時代の変化のなかで、夢と希望のある元気な兵庫づくりに向け、以下の点に留意し、引き続き改革を着実に実行されたい。

1 総括意見

(1) 平成 20 年度の実施状況について

行財政構造改革の実施状況については、経済情勢の悪化等もあり、一部に目標を達成できなかった項目もあるものの、本庁組織の見直し、定員の削減、給料等の減額措置、事務事業の見直しなど各分野における取組みが、概ね新行革プランどおりに進捗している。

(2) 財政運営について

経済・雇用対策に取り組むなかで収支不足額の解消も図られており、全体として、概ね財政フレームの枠内での財政運営が行われていると認められる。

このうち、歳入は、県税等が、県税収入減により242億円の減収となったものの、地方交付税等で、普通交付税が当初見込みより約60億円増となったこと、県税収入減について減収補てん債が約240億円発行されたことで、304億円の増となった。また、国庫支出金等が、経済・雇用対策が行われたことなどで600億円増となったことから、歳入全体では当初見込みから657億円の増となった。

歳出については、人件費が、退職手当の増に伴い当初見込みより16億円の増となったことや、経済・雇用対策のため投資的経費（+79億円）や行政経費（+695億円）が追加補正されたことなどで、全体では当初予算から477億円の増となった。

また、年度途中における本県の経済雇用情勢の急激な悪化に対処するため、経営円滑化貸付の融資目標額の増額や、融資期間の延長などの中小企業に対する資金繰り対策支援、緊急雇用就業機会創出事業や離職者生活安定資金の緊急融資枠の創設、実需要創出のため公共施設耐震化等の投資事業追加、債務負担行為の活用による早期着手など、774億円(全会計で1,690億円)の補正予算が編成され、経済・雇用対策に取り組みました。実施にあたっては、国が創設した生活安全対策臨時交付金や補正予算債の活用、後年度事業の前倒しにより対応されたことで、後年度における実質負担についても、ほとんど生じていない。

この結果、収支不足額は、当初見込みの1,200億円から1,020億円に縮減し、180億円の改善が図られたことから、退職手当債が勸奨退職者の増等に伴い当初見込みから30億円増加し430億円となったものの、行革推進債が9億円減額され341億円になるとともに、県債管理基金の活用額についても、当初、減収補てん債に振り替える予定としていた120億円から、さらに80億円抑制され250億円となっている。

(3) 財政指標について

平成20年度の財政状況を示す財政指標については、県債発行額及び実質公債費比率(単年度)について、当初の見込みより若干上回っているものの、全体として、概ね財政フレームの枠内で進捗していると認められる。

このうち、プライマリーバランスについては、経済・雇用対策等に伴い県債発行額が46億円増加したものの、県債管理基金の活用額がさらに80億円減となったことなどから、当初の見込みの7億円のプラスから33億円改善して40億円のプラスとなった。経常収支比率も、普通交付税が当初見込みより60億円の増となったことや、歳出の実績減等により、当初見込みの102.7%から3.6ポイント改善した99.1%となり、100%を下回った。県債残高も、経済・雇用対策に伴い発行された県債が増要因となったが、平成19年度末残高の確定を反映させたことなどにより、当初見込みの3兆3,770億円より119億円減の3兆3,651億円となっている。

また、健全化判断比率である実質公債費比率は、公債費の実績減等により当初見込みから0.2ポイント改善したものの、算定項目が追加(国営土地改良事業負担金)されたことで0.3ポイント悪化した。このため単年度は、当初見込みの20.9%より0.1ポイント悪化し21.0%となったが、実質公債費比率(3カ年平均)は、19.9%と当初の見込みどおりとなっている。将来負担比率は、県債残高が当初見込みより減少したことや県債残高から控除する交付税措置が見込みより増となったことで、実質的な県債残高が減少したことから、当初見込みの363.3%から3.2ポイント改善し、360.1%となっている。

(4) 今後の改革の推進について

さらなる改革の推進

平成 30 年度までの改革は緒についたばかりであり、本県の行財政状況も依然として厳しい状況にある。

引き続き、目標未達成項目に係る取組みはもとより、新行革プラン全体の着実な推進を図るとともに、不断の見直しとさらなる改革の実行を通じ、最小の費用で最大の効果を実現できるよう、一層効率的な県政運営に努められたい。

安全・安心に関する取組みの推進

行財政構造改革は「元気で安全安心な兵庫」への基盤づくりである。新型インフルエンザに対する医療体制の充実や感染拡大防止、台風災害等の復旧・復興など緊急課題に迅速に対応するとともに、県民が安心して暮らせる県政の確立に向け、安全・安心に関する取組みを着実に推進されたい。

未来への投資や兵庫独自の戦略の推進

厳しい財政状況を踏まえ、一層のコスト削減・歳入確保対策を図る一方で、産業を支える人づくりや将来を担う子どもたちの教育など未来への投資や、環境に着目し、兵庫の風土、関連産業の集積等を生かしたグリーンエネルギー施策の展開など、新時代の兵庫づくりに向けた県独自の大胆かつ柔軟な戦略を積極的に推進されたい。

厳しい経済情勢に伴う財政状況の悪化に対する取組み

世界的な景気後退の影響を受け、県税収入が大幅に減収となったことから、財政収支が平成 20 年 10 月の新行革プラン策定時からさらに悪化した。このような景気後退に伴う地方財政の悪化については、基本的に国が十分な地方財政措置を講じるべきであり、県としても強く求めていくべきである。あわせて、県としての独自の対策を講じることも肝要であり、当面は、県債管理基金の追加活用など臨時的な財源対策を行うとともに、さらなる歳入歳出改革の継続的な取組みを行われたい。

県民一人一人のさらなる理解と協力

県民、関係団体、市町、県議会など広範な関係者との対話のもとに改革を進めようとする姿勢は高く評価するが、県民への周知は未だ十分とは言えない。買い物袋を持参する個々人の取組みが、やがては地球規模の環境保護につながっていくように、県民一人一人の改革への理解と協力が改革推進の大きなエネルギーとなる。引き続き、県の財政状況や改革の意義・実施状況を県民に分かりやすく伝えるよう意を尽くされたい。

2 各分野に係る意見

(1) 組織

平成 20 年度の取組みについて

- ・ 平成 20 年度に本庁の部（6 部から 5 部）の再編、局（28 局から 23 局）・課（126 課から 103 課）の統合再編が実施され、平成 21 年度からの地域事務所（111 事務所から 71 事務所）等地方機関の再編も行われるなど、本庁・地方機関を通じた全庁的な見直しを一旦完了させており、計画どおりに進捗している。

今後の改革の推進について

- ・ 県民の多様なニーズの把握、横断的な政策課題への総合的かつ機動的な対応（本庁）や、専門性を生かした現地解決型の総合事務所による地域課題への対応（地方機関）等の観点に留意する必要がある。県政課題への的確な対応を基本に、社会経済情勢や国の政策動向等も踏まえ、簡素で効率的な行政体制の構築に努められたい。その際、本庁の 6 部から 5 部への再編や、県民局の県下 10 地域への存置、地域事務所の統合再編等について、その効果・課題を十分に検証されたい。

(2) 定員・給与

平成 20 年度の取組みについて

- ・ 定員については、警察官、医師、教員など県民生活に密着した分野の職員が適正に配置される一方、平成 30 年度までに概ね 3 割の定員削減を行うこととされている一般行政部門等において、目標（439 人削減）を上回る 444 人が削減されるなど、計画を上回って進捗している。
- ・ 給与の見直しについて、人事委員会勧告を踏まえた対応はもとより、行革上の措置として、全ての階層の職員に及ぶ給料等の減額措置が新行革プランの方針どおり実施されるなど、計画どおりに進捗している。

今後の改革の推進について

- ・ 定員削減については、県として行政のあるべき姿を見極めるなかで、行政サービスの質的向上を図りつつ組織のスリム化を実現するため、事務改革の取組み等による事務事業の廃止・縮小や業務執行の効率化、課題に応じた機動的な職員配置等を通じて着実に推進されたい。
- ・ 行革上の措置としての給料等の減額は必要最小限の範囲で実施すべきものであるが、その際、専門的な分野における将来の人材育成や職員の意識改革、士気高揚などに特に留意されたい。
- ・ 職員の勤務状況を適正に評価し、各職員の勤務実績に応じて、これをより適確に反映した給与となるよう徹底されたい。

(3) 行政施策

事務事業

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 全ての事務事業（約 3,000 事業）について、事業の必要性や県と市町・民間との役割分担、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点からゼロベースで見直しが行われた結果、私立学校経常費補助や老人医療費助成事業、乳幼児等医療費助成事業などの主要 38 事業をはじめ、政策的経費は計画どおり見直しが行われている。また、一般事務費は 28 億円の減（対平成 19 年度比 21.5%）、施設維持費は 26 億円の減（同 11.7%）となるなど抑制が図られており、計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 時代の変化に的確に対応する施策展開を図るため、選択と集中の徹底等により事務事業の見直しを行っていく必要がある。コスト削減の取組みを徹底し、一般事務費総額を着実に抑制するとともに、旅費等職員の活動経費は確保するなど、めりはりを付けた対応に留意されたい。
- ・ 業務により仕様が異なる情報システムについて、標準化システムの導入等によるコストダウンを図られたい。
- ・ 事務事業の実施にあたっては、政策立案部門である本庁と実施部門である地方機関や公社等が事業目的や課題についての共通認識を持って、効率的な事業推進に努められたい。

投資事業

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 平成 20 年度の投資事業費は、国庫補助事業が 1,306 億円（対平成 19 年度比 85.9%）、県単独事業が 1,070 億円（同 83.9%）、総額で 2,376 億円（同 85.0%）となった。これは、平成 20 年度当初予算は、対平成 19 年度比 85.1%となる 2,380 億円に抑制されたが、その後の急激な景気悪化に対応するため、4 次の経済・雇用対策として、79 億円の事業が追加されるとともに、平成 21 年度とあわせた 14 か月予算の編成が行われ、公共工事の早期発注確保のための債務負担行為（51 億円）が設定されるなど、切れ目のない対応が図られたためである。

事業別で見ると、国庫補助事業については、当初予算の 1,340 億円から、経済・雇用対策（+40 億円）や、事業の実績減により 1,306 億円、県単独事業については、当初予算 1,040 億円から、経済・雇用対策（+39 億円）や、事業の実績減により 1,070 億円となっている。

また、経済対策の実施にあたっては、国の交付金や補正予算債の活用、後年度事業の前倒し等により対応されたことで、財政フレームへの影響は

ほとんど生じていない。

なお、整備分野の重点化や、発注基準の適正化など建設企業等の健全な育成・公共工事等の品質確保のための取組みも実施されており、計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 今後も引き続き、平成 30 年度までの財政運営の基本的な枠組みを堅持するなかで、臨時的・追加的な事業として別途措置される経済・雇用対策や災害復旧事業についても、機動的に対応されたい。
- ・ 大規模イベントの実施において、ハード整備を伴うものからソフト重視の地域の取組みへと転換してきたように、「つくる」から「つかう」の視点に立って、既存ストックの最大限の有効活用を図られたい。

公的施設

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 平成 20 年度に実施することとしていた施設の移譲・廃止（2 施設）や公募による指定管理者の選定（6 施設）が計画どおりに実施されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ サービス水準向上とコスト縮減の両面から運営の合理化・効率化を推進するため、直営施設への指定管理者制度の導入促進や導入済施設における公募の拡大、公設民営方式の導入など、民間事業者のノウハウのさらなる活用により、効率的で質の高い施設運営を図られたい。

試験研究機関

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 各試験研究機関において、技術相談や製品化件数等の業務に係る中期の数値目標を設定し、概ね達成されている。
- ・ 工業技術センター等 4 機関において外部資金獲得目標が達成（約 141 百万円の目標に対し実績は 175 百万円）されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 限られた行政資源を効果的に活用し、研究成果の地域社会への還元を図るため、大学等との明確な役割分担のもと、業務の重点化・効率化を図るとともに、中小企業等のユーザーが利用しやすい体制づくりに留意されたい。

教育機関

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 県立大学における専門職大学院の開設に向けた取組みや教員評価の試行的実施、県立高等学校における特色選抜制度の導入や分校の統合、県立特別支援学校の再編整備などが計画どおりに実施されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 知事部局に準じたコスト削減等運営の効率化を図りつつ、未来への投資として、時代や社会のニーズに対応した大学教育の推進や、魅力ある学校づくりに引き続き取り組まれない。

(4) 公営企業

企業庁

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 地域整備事業の分譲実績が低調な水準（120.7ha（総合経営計画・後期 6 力年：平成 20～25 年度）に対し平成 20 年度実績は 15.2ha）にとどまっているものの、同事業の単年度の経営収支は黒字が確保されている。
- ・ 水道用水供給事業・工業用水道事業では料金収入の確保、資金調達コストの軽減（利息軽減額 26 億円）、企業債残高の削減（対平成 19 年度末比 85 億円）が推進されており、全体としては概ね計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 産業基盤の重要な一端を支えるという企業庁の果たすべき役割を踏まえ、健全経営の維持・確保を図っていく観点から、総合経営計画（後期 6 力年）の目標を達成できるよう分譲収入の着実な確保を図る必要がある。引き続き、土地需要の動向を的確に把握しながら、地区ごとの付加価値・魅力の向上や効果的な P R 活動を通じて、積極的な企業誘致や分譲促進を図られたい。

病院局

ア 平成 20 年度の取組みについて

- ・ 診療報酬の引下げが続くなか、難治がん治療など診療機能の高度化や、手術件数の増加による収益確保、後発医薬品の使用拡大等による費用抑制等の経営改革が推進されているものの、医師不足に伴う入院患者数の減少（対平成 19 年度比 64 千人）や退職給与金の増加（同 + 6 億円）等により当期純損益の赤字が拡大（19 億円の赤字見込みに対し実績は 40 億円の赤字）しており、計画との乖離が見られる。

イ 今後の改革の推進について

- ・ より良質な医療の提供や自立した経営の確保などを推進していくため、県民から信頼され安心できる県立病院づくりを基本に、引き続き、医師確保に全力を挙げるとともに、県立病院改革プランに定めるとおり、平成 28 年度の黒字化達成に向けて、経営改革に取り組まれない。

(5) 公社等

平成 20 年度の取組みについて

- ・ 団体の廃止（ 2 団体） 県派遣職員の削減（対平成 19 年度比 82 人、13.3%） 県財政支出（一般財源）の削減（同 2,023 百万円、 14.2%）等が着実に推進されており、一部団体の収支改善は見込みどおりとはいえないものの、全体としては概ね計画どおりに進捗している。

今後の改革の推進について

- ・ 公社等は、県が直接実施するよりも効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な分野について県行政の実施機関としての役割を担うことを基本としているが、行政関与のあり方を踏まえた公益法人制度改革の進展など、公社等を取り巻く環境は大きく変化している。公社等経営評価委員会からの提言も踏まえ、引き続き、事業や体制の抜本的な見直しや、県の財政的・人的支援の抑制を通じた経営の自立化を図られたい。
- ・ 収支目標を下回った団体においては、新行革プランに基づく改革を一層強化し、収支改善に取り組まれたい。

(6) 自主財源の確保

平成 20 年度の取組みについて

- ・ 県税については、個人住民税等整理回収チームが 11 市町に派遣されたほか、不正軽油対策の充実・強化、タイヤロックの活用（自動車差押え 312 件）やインターネット公売（180 件）等の徴収対策が推進されている。

この結果、県税徴収歩合については、平成 19 年度を 0.1 ポイント上回る 96.6%となったものの、目標としていた全国平均をなおも 0.3 ポイント下回っており、計画との乖離が見られる。

- ・ 使用料等については、利用料金等の見直しが計画どおり実施されていることに加え、平成 21 年度に向けて 74 件の新規手数料の設定が行われている。
- ・ 県営住宅使用料等については、家賃収納率等は概ね目標を達成しているものの、駐車場使用料は、有料化に伴う関係者協議が難航し見込みを下回る 799 百万円にとどまるなど、計画との乖離が見られる。
- ・ 財産収入等については、芸術文化センターの各ホールや三木総合防災公園屋内テニス場への命名権（ネーミングライツ）の導入は計画どおりに進捗しているものの、未利用地等の売却処分は市ヶ谷寮等の売却が平成 21 年度にずれ込み、見込みを下回る 1,605 百万円にとどまるなど、計画との乖離が見られる。
- ・ 資金管理の推進については、5 年債や 20 年債・30 年債等発行年限の多様化が図られるなど、計画どおりに進捗している。

- ・ 課税自主権の活用については、法人県民税超過課税の次期分（平成 21 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに開始する各事業年度分に適用）への延長が行われ、また、子育てと仕事が両立できる労働環境の整備や地域での子育て支援等の事業が今期分の充当事業に追加されており、計画どおりに進捗している。
- ・ 地方税財源の充実強化については、引き続き、全国知事会等との緊密な連携による国への働きかけが積極的に行われている。

今後の改革の推進について

- ・ 自己決定・自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、歳出面での改革とあわせ、自主財源を最大限に確保することが必要であり、特に、県税の徴収対策の徹底を図られたい。
- ・ 超過課税の継続実施、未利用地の売却処分、使用料等の見直し、県営住宅の統廃合・駐車場の有料化、ネーミングライツの導入など独自の歳入確保対策にも引き続き積極的に取り組まれたい。
- ・ 経済変動等に伴い金利が変動する資金は、当面の金利負担を抑制する効果がある一方で、将来の金利上昇リスクもある。今後とも、その調達にあたっては、第三者委員会によるリスクの内容や妥当性について検証を行うとともに、県民に対しても十分な説明責任を果たされたい。

(7) 先行取得用地等

平成 20 年度の取組みについて

- ・ 県有環境林等特別会計が計画どおり設置され、兵庫県土地開発公社が保有する先行取得用地の一部を取得するなど、計画どおりに進捗している。

今後の改革の推進について

- ・ 乱開発の抑制等のために取得した先行取得用地のうち、現時点では直ちに利活用が見込まれないものは、森林の持つ公益的機能に着目し、適切な管理を行っていく必要がある。

兵庫県土地開発公社や公共事業用地先行取得事業特別会計が保有する先行取得用地について、可能な限り、早期の事業化が図られるよう取り組まれたい。なお、県有環境林として活用する用地については、引き続き計画的に取得するとともに、適正に維持管理されたい。